明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○鉄道運輸規程の一部を改正する省令（国土交通三九）　一

〔告　示〕
○銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件（金融庁三五）　一
○除籍の一部が滅失した件（法務一一一）　三
○日本国に帰化を許可する件（同一一二）　三
○国防省先進武器システムに関連してアメリカ合衆国政府により日本国政府に供与される秘密軍事情報の秘密保持及び保護に関する書簡の交換に関する件（外務二〇二）　四
○水先人に免許を与えた件
（国土交通五一五）　四
○道路に関する件
（東北地方整備局一三一）　四
○都市計画に関する件
（関東地方整備局二一六）　四
○都市計画に関する件
（北陸地方整備局三四）　四
○道路に関する件
（中部地方整備局八八～九〇）　五

〔国会事項〕
内閣府　財務省　六

〔人事異動〕
官庁事項　六

〔叙位・叙勲〕
〔褒　賞〕
〔皇室事項〕
〔官庁報告〕
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　七
国土調査の実施に関する公示（国土地理院）　七

〔公　告〕
諸事項　八
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、会社更生、再生関係　八
特殊法人等
企業年金基金変更関係　九
会社その他　九

省令

○国土交通省令第三十九号

鉄道営業法（明治三十三年法律第六十五号）第二条第二項の規定に基づき、鉄道運輸規程の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年六月八日

国土交通大臣　赤羽　一嘉

鉄道運輸規程の一部を改正する省令

鉄道運輸規程（昭和十七年鉄道省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第二十五条ノ二　鉄道係員ハ旅客ガ第二十三条第一項第一号乃至第三号ニ掲グル物品ヲ客車内ニ持込ムコト其ノ他危害ヲ他ニ及ボスベキ虞アル行為ヲ防止スル為特ニ必要アリト認ムルトキハ旅客又ハ公衆ノ立会ヲ以テ其ノ携帯スル物品ヲ点検スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ鉄道係員ハ旅客又ハ公衆ニ対シ当該点検ニ必要ナル協力ヲ求ムルコトヲ得 ②　旅客又ハ公衆ガ前項ノ点検又ハ協力ノ求ヲ拒ミタルトキハ鉄道係員ハ当該旅客又ハ公衆ニ対シ車外又ハ鉄道地外ニ退去スルコトヲ求ムルコトヲ得	（新設）

附　則

この省令は、令和三年七月一日から施行する。